

令和6年度

P T A 総 会



三股西小学校PTA

PTAの歌

1 春風そよそよ 吹く風に
小鳥もくるくる とんでくる
明るい窓よ ほほえむ顔よ
さくらの花咲く 春の唄
みんなでいっしょに うたおうよ

2 緑に輝く 学校が
明るい家庭を よんでいる
希望の町よ 希望の村よ
文化の光に 手をのべて
子どもといっしょに 進もうよ

総 会 次 第

資格確認(出席戸数確認)

一同礼

(1) 開会のことば

(2) PTAの歌

(3) PTA 会長あいさつ

(4) 校長あいさつ

(5) 議長選出

(6) 議 事

① 令和5年度事業実績報告

② 令和5年度会計決算報告

③ 会計監査報告

④ 新役員の承認及び紹介

⑤ 新旧役員挨拶

⑥ 令和6年度活動方針及び事業計画(案)審議

⑦ 令和6年度会計予算(案)審議

⑧ 規約改正

⑨ その他

(7) 表 彰

(8) 閉会のことば

一同礼

* 職員紹介

* 学校経営方針説明 (校長)

令和5年度PTA年間事業報告

月	総務	対外PTA関係	学校関係
4	5 第1回三役会		10 始業式
	12 PTA総会準備運営委員会		11 入学式
	14 総会資料配信		24 ~28日 家庭訪問
	24 PTA総会紙面決議締切日		25 参観日
	25 決議結果書面配付		
5	11 第2回三役会		
	29 第1回運営委員会・専門部会		25 みまもりたい第1回情報交換会
	地区長会	31 三股町PTA協議会	
6			8 第1回学校評議員会
			29 参観日
7			
8	21 第3回三役会		25 第2回学校評議員会
	28 第2回運営委員会・専門部会		28 始業日
9	3 奉仕作業	30 家庭教育学級 親子ワークショップ	3 奉仕作業
10	15 運動会	21 三股町教育の日	15 運動会
	21 教育の日	28・29 九州地区PTA研究大会佐賀県大会	
11			17 参観日
	20 第1回役員選考委員会		
12	4 第2回役員選考委員会	2 宮崎県PTA研究大会えびの市	22 終業式
	11 第3回役員選考委員会	小林市・西諸県郡大会	
		9 家庭教育学級 食育講話	
1	15 第4回役員選考委員会	25 家庭教育 わくわくパン作り教室	9 始業日
2	6 第4回三役会	21 座談会	15 第3回学校評議員会
	14 第3回運営委員会・専門部会		21 参観日
	26 新旧三役顔合わせ会		
3		2 三股町教育懇話会	8 みまもりたい感謝集会
			25 卒業式
			26 修了式

令和5年度各専門部年間事業報告

月	生活指導部	保健体育部	父親倶楽部
4	準備運営委員会 PTA総会	準備運営委員会 PTA総会	準備運営委員会 PTA総会
5	商店パトロール		
6	・令和5年こども110番 おたすけハウス更新案内 商店パトロール	第1回学校保健委員会 (紙面開催)	プール給水
7	商店パトロール		プール給水
8	商店街パトロール		
9	商店街パトロール		
10	商店街パトロール 運動会協力	運動会協力	運動会協力
11	商店街パトロール		
12	商店街パトロール		
1	商店街パトロール	第2回学校保健委員会	
2	商店街パトロール		
3	商店街パトロール		

令和5年度各専門部年間事業報告

月	教養部	事業部	学年部
4	準備運営委員会 PTA総会	準備運営委員会 PTA総会	準備運営委員会 PTA総会
5		第1回部会	
6			
7			
8		第2回部会	
9		第1回奉仕作業	
10	17日 運動会協力	17日 運動会協力	
11			
12	校正		
1	校正・入稿		
2	第1回PTA新聞発行		
3			

令和5年度一般会計決算報告書

1 収入の部

(単位:円)

項目	当初予算	決算	増減	備考
会費	4,140,000	4,131,300	-8,700	
繰越金	618,391	618,391	0	
購買部入金	500,000	500,000	0	
雑収入	36,335	24,176	-12,159	納入票・利子・地区印刷代
合計	5,294,726	5,273,867		

2 支出の部

(単位:円)

項目	本年度予算額	決算	残金	備考	
運 営 費	会議費	120,000	76,000	44,000	PTA協議会等
	事務費	1,930,000	1,901,500	28,500	事務員給与
	需要費	160,000	144,815	15,185	印刷用品
	通信費	10,000	7,250	2,750	切手・小包発送等
	負担費	400,000	367,290	32,710	県・町負担金
	渉外費	30,000	9,273	20,727	来賓お茶代他
	役員活動費	240,000	240,000	0	役員報酬(三役)
	慶弔費	130,000	208,920	-78,920	会員慶弔費、離任式花束代等
	備品費	180,000	176,441	3,559	各種備品
	小計	3,200,000	3,131,489	68,511	
活 動 費	研修費	100,000	60,320	39,680	人権同和大会参加・教育の日参加等
	地区活動費	258,000	242,400	15,600	1人300円・少人数地区への補助(100名以下1地区30,000円)
	学年活動費	359,000	341,456	17,544	1人500円×771名
	専門部活動費	20,000	0	20,000	専門部会費・親子キャンプ費
	広報費	190,000	85,800	104,200	PTA新聞発行印刷代(3月1回発行)
	活動費	500,000	445,515	54,485	奉仕作業・運動会警備等他
	環境整備費	216,000	195,594	20,406	花苗 肥料代
	雑費	5,000	0	5,000	枝納袋等印刷代他
対策費	60,000	2,268	57,732	風水害対策(レジ袋)、保健室ビニール手袋	
小計	1,708,000	1,373,353	334,647		
予備費	234,391	0	234,391		
合計	5,142,391	4,504,842	403,158		

<収入>

5,273,867

-

<支出>

4,504,842

=

<残額>

769,025

令和5年度給食費決算書

1. 収入の部

前年度繰越金	47,806円	
徴収金額	34,992,082円	口座振替、現金持参、就学援助（町から支給）等
合計	35,039,888円	

2. 支出の部

給食費	34,782,010円	今年度給食費支払い（給食センターへ）
未納支払い	4,822円	過年度分給食費未納支払い（給食センターへ）
返金	158,310円	転学による返金、給食費調整による返金等
合計	34,945,142円	

3. 収支決算（収入－支出）

$$\begin{aligned}
 &35,039,888円 \quad - \quad 34,945,142円 \\
 &= \underline{94,746円} \\
 &\quad \quad \quad \text{令和6年度へ繰越}
 \end{aligned}$$

令和5年度給食運営費決算書

1.収入

費目	収入額
前年度繰越金	612,967円
徴収金額	345,800円
利息	6円
合計	958,773円

2.支出

費目	支出額
給食台テーブルクロス	79,580円
給食衣	50,447円
給食台テーブルクロス	1,560円
消臭剤・食器洗剤	3,289円
給食衣	32,186円
給食衣収納棚取手	1,120円
キッチンタオル他	2,792円
おしぼり	5,170円
おしぼり	517円
おしぼり	4,356円
給食衣	32,907円
殺虫剤	2,358円
転出者返金	350円
洗濯洗剤	3,446円
食器洗剤	576円
転出者返金	300円
スポンジ・たわし	14,724円
食器洗剤・スプレー	697円
食器洗剤	287円
おしぼり	6,050円
キッチンパック	2,464円
転出者返金	150円
クリップボード他	7,689円
転出者返金	50円
アクリル紐	2,165円
給食帽子	1,336円
チョークホルダー	320円
リボン	220円
フラットファイル	334円
おしぼり	5,929円
給食台テーブルクロス	81,696円
給食着	93,731円
合計	438,796円

3.収入決算（収入－支出）

$$958,773円 \quad - \quad 438,796円$$

$$= \quad 519,977円$$

令和6年度へ繰越

令和5年度 教育推進費 決算書

(収入の部)

費 目	本年度予算額	決 算 額	増減比較	摘 要
前年繰越金	16,134	16,134	0	令和4年度より繰越
会 費	431,400	431,400	0	児童一人当たり月額50円
雑収入	1	2	1	利息
合 計	447,535	447,536	1	

(支出の部)

費 目	予 算 額	決 算 額	残 額	摘 要
図書費	170,000	170,000	0	児童図書
研究協力費	30,000	31,640	-1,640	各種研究会負担金、資料代
学習教材費	95,000	64,412	30,588	教材消耗品
消耗品費	150,000	150,323	-323	事務用、環境整備用
雑費	2,000	3,410	-1,410	振込手数料
予備費	535	0	535	
合 計	447,535	419,785	27,750	

(収入決算額)

(支出決算額)

(収支残額)

447,536 - 419,785 = 27,751円

令和5年度 PTA特別会計(学校林)決算報告書

1 収入

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	3,306,789	
利息	28	
合 計	3,306,817	

2 支出

項 目	金 額	備 考
	0	
合計	0	

3 残 額

3,306,817円 - 0円 = 3,306,817円

※残額 3,306,817円 については次年度へ繰り越します。

令和5年度 PTA特別会計決算報告書

1 収入

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	130,925	
バザー益金	0	感染症対策の為、バザーは中止
利 息	0	
合 計	130,925	

2 支出

項 目	金 額	備 考
合 計	0	

3 残 額

130,925 - 0 = 130,925

* 残 額

130,925円 は、令和 6 年度へ繰越します。

令和5年度 購買部会計報告

1 収入

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
前 年 度 繰 越	472,610	
売 上	2,360,917	
利 息	4	
合 計	2,833,531	

2 支出

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
仕 入	2,222,277	
PTA 会 費 に 入 金	500,000	
合 計	2,722,277	

3 収支決算

(単位:円)

収 入	支 出	残 額
2,833,531	2,722,277	111,254

※残額については、令和6年度へ繰り越します。

令和5年度監査報告

令和6年3月28日に提出されました、令和5年度決算書類について
収支決算書、その他関係諸帳簿、預金通帳等を詳細に照合・審査しました
ところ正確に処理されており、その内容は適正なものと認めます。

令和6年3月28日

会計監査 桑畑 マキ



会計監査 野尻 由佳



会計監査 永盛 美子



三股西小学校PTAスローガン

【笑顔であいさつのできる子を育てよう】

三股西小学校PTA活動方針

1 基本方針

保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における児童の福祉増進及び個性の伸長を図るとともに、望ましい環境を創り心豊かな児童を育成する。

そのため、家庭・学校・地域社会に期待される役割を自覚し、21世紀を生きる子どもたちが将来への夢を語りながら、たくましく、心豊かに育つように支援する。

2 努力目標

- ① 会員のPTA活動に対する意識向上に努めるとともに、各専門部・学年執行部の連絡を密にし、PTA活動の充実を図る。
- ② 家庭・地域社会における子どもの健全育成を図る。
- ③ 学校週5日制の趣旨や意義をふまえ、子どもの成長に生かす。
- ④ いじめについては、根絶のために真剣に取り組む。

3 努力事項

- ① 学校参観・懇談参加率の向上に努めるとともに、各専門部・学年部活動の活性化と充実を図る。
- ② 人間形成の基礎となる基本的な生活習慣を身に付けさせる。
(あいさつ、返事、登下校、交通マナー、会話、リズムある生活、がまん強さ)
- ③ お手伝いや地域社会の行事等、自分の役割を果たすことを通して家庭や地域社会への連帯感を育み、人としての生き方をさとす。
- ④ 趣味や人間関係への対応力等を育むために、余暇を有意義に活用する力を育てる。
- ⑤ 子どもの発するサインを見逃さず、子どもの思いを受け止め家庭と学校が協力していじめの根絶を図る。

令和6年度 旧専門部年間事業計画(案)

月	事業内容	
4		
5	・PTA懇親会	
6	・PTA球技大会	
	・おたすけハウス更新案内	
	・おたすけハウスステッカー配付	
	・学校保健委員会	
	・プール給水	
	・あいさつ運動	
7	・プール給水	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後パトロール ・PTA新聞発行 ・PTAバザー ・教育講演会
8		
9	・奉仕作業	
10	・運動会協力	
11	・PTA選考委員会	
12		
1	・学校保健委員会	
	・あいさつ運動	
2		
3		

※ PTA活動スリム化推進年間のため、行事に関しては、特例会則に基づき、流動的に変更・追加し、進めていく予定です。

令和6年度一般会計予算書（案）

1 収入の部

（単位：円）

項 目	前年度決算額	本年度予算額	摘 要
会 費	4,131,300	3,974,400	600円×12ヶ月×503世帯(児童) 600円×12ヶ月×49名(職員)
繰 越 金	618,391	769,025	
購 買 部 入 金	500,000	500,000	※納入額・時期は未定
雑 収 入	24,176	34,000	納入票(未納金納入の際、1件110円)・利子・地区印刷代(2,000円)等
合 計	5,273,867	5,277,425	

2 支出の部

	項 目	前年度決算額	本年度予算額	摘 要
運 営 費	会 議 費	76,000	120,000	会議負担金・PTA懇親会補助(1名1回あたり500～1,000円)
	PTA雇用事務費	1,901,500	1,308,000	事務員給与105,000円×12ヶ月+賞与30,000円 交通費1,500円×12ヶ月
	PTA購買部事務費		658,000	事務員給与52,500円×12ヶ月+賞与10,000円 交通費1,500円×12ヶ月
	需 要 費	144,815	160,000	印刷用品(インク・マスター・コピー用紙)・燃料費(ピーパー用混合油・耕運機用ガソリン・灯油)
	通 信 費	7,250	10,000	切手・小包発送等(未納者督促状発送・夏休み作品発送・その他作品発送)
	負 担 費	367,290	400,000	県・町PTA会費負担金・PTA保険掛け金
	渉 外 費	9,273	30,000	来客用お茶代・駐車場借用謝礼・講和謝礼・指導者謝礼・その他
	役 員 活 動 費	240,000	195,000	執行部役員報酬(会長45,000円副会長他25,000円×6名)
	慶 弔 費	208,920	130,000	PTA会員慶弔(規約あり)・転任(退職)者饗別
	備 品 費	176,441	400,000	PTA備品修繕・購入(テント・トランシーバー・運動会用掲示品・OA機器・各種交換等)
	小 計	3,131,489	3,411,000	
活 動 費	研 修 費	60,320	100,000	各種研修会参加経費(県・町PTA研究大会参加など)
	地 区 活 動 費	242,400	258,000	1人300円・少人数地区(児童数100人未満3万円)への補助 約660×300円 2地区×3万円
	学 年 活 動 費	341,456	339,500	1人500円×679名 ※スリム化により令和6年度は流動的に変動
	広 報 費	85,800	90,000	PTA新聞発行印刷代
	活 動 費	445,515	740,500	泰仕作業・運動会備品・運動会警備・簡易トイレ設置費用等
	環 境 整 備 費	195,594	219,000	各学級花苗・花壇・肥料代他(1人1鉢運動)※各学級あたり(1～3学年4,000円・4～6学年4,500円・支援学級3,500円・環境整備委員会60,000円・校長室30,000円)
	雑 費	0	5,000	事務用品代(封筒・朱肉・のり・セロテープ・ペンなど)
	対 策 費	2,268	60,000	登下校安全対策用品(止まれシールなど)・緊急的な害虫駆除・自然災害による補修
	小 計	1,373,353	1,812,000	
	予 備 費	0	54,425	
	合 計	4,504,842	5,277,425	

令和6年度 給食関係徴収計画(案)

単位(円)

項目	徴収月額	徴収月数	徴収年額	備考
給食費(児童)	4,300円	11ヶ月	43,000円+調整額	1人あたり
給食費(職員)	4,800円	11ヶ月	48,000円+調整額	1人あたり

令和6年度 学校給食費予算(案)

※収入の部

単位(円)

項目	本年度予算額	備考
給食費	29,197,000円	4,300円×11か月×(679人)……児童
給食費	2,544,000円	4,800円×11か月×(53人)……職員
繰越金	94,746円	
合計	31,835,746円	※2月調整

令和6年度 給食運営費徴収計画(案)

単位(円)

項目	徴収月額	徴収月数	徴収年額	備考
給食運営費	50円	12ヶ月	600円	1世帯
給食運営費	50円	12ヶ月	600円	1世帯

令和6年度 給食運営費予算(案)

※収入の部

単位(円)

項目	本年度予算額	備考
給食運営費	301,200円	50円×12か月×(P戸数児童502人)
給食運営費	31,800円	50円×12か月×(P戸数職員53人)
繰越金	519,977円	
合計	852,977円	

※支出の部

単位(円)

項目	本年度予算額	備考
給食運営費	852,977円	おしぼり・配膳台ビニールカバー・給食配膳台・クリーニング代・給食衣補充等・衛生用品・給食委員会備品
合計	852,977円	

令和6年度 教育推進費 予算書(案)

(収入の部)

費 目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	摘 要
前年繰越金	16,134	16,134	27,751	令和5年度より繰越
会 費	431,400	431,400	407,400	50円×12月×679名
雑収入	1	2	2	
合 計	447,535	447,536	435,153	

(支出の部)

費 目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	摘 要
図書費	170,000	170,000	170,000	児童図書
研究協力費	30,000	31,640	30,000	各種研究会負担金、資料代
学習教材費	95,000	64,412	81,000	教材消耗品
消耗品費	150,000	150,323	150,000	事務用、環境整備用
雑費	2,000	3,410	4,000	振込手数料
予備費	535	0	153	
合 計	447,535	419,785	435,153	

令和6年度 PTA三役等役員名簿

三役・専門部長・会計監査

役職	氏名	担当地区	担当専門部
P T A 会 長	益 田 恵 子	中 原	旧家庭教育学級
副 会 長	藏 屋 豊	稗 田	旧保健体育部
副 会 長	立 山 泰 介	下 新	旧学年部
副 会 長	古 賀 和 之	花 見 原	旧父親倶楽部
副 会 長	岩 切 優 典	今 市	旧教養部
書 記	中 村 翼	西 植 木	旧生活指導部
会 計	間 世 田 美 由 紀	東 植 木	旧事業部
会 計 監 査	堂 領 健 二		
会 計 監 査	前 田 智 美		
会 計 監 査	宮 迫 舞 子		

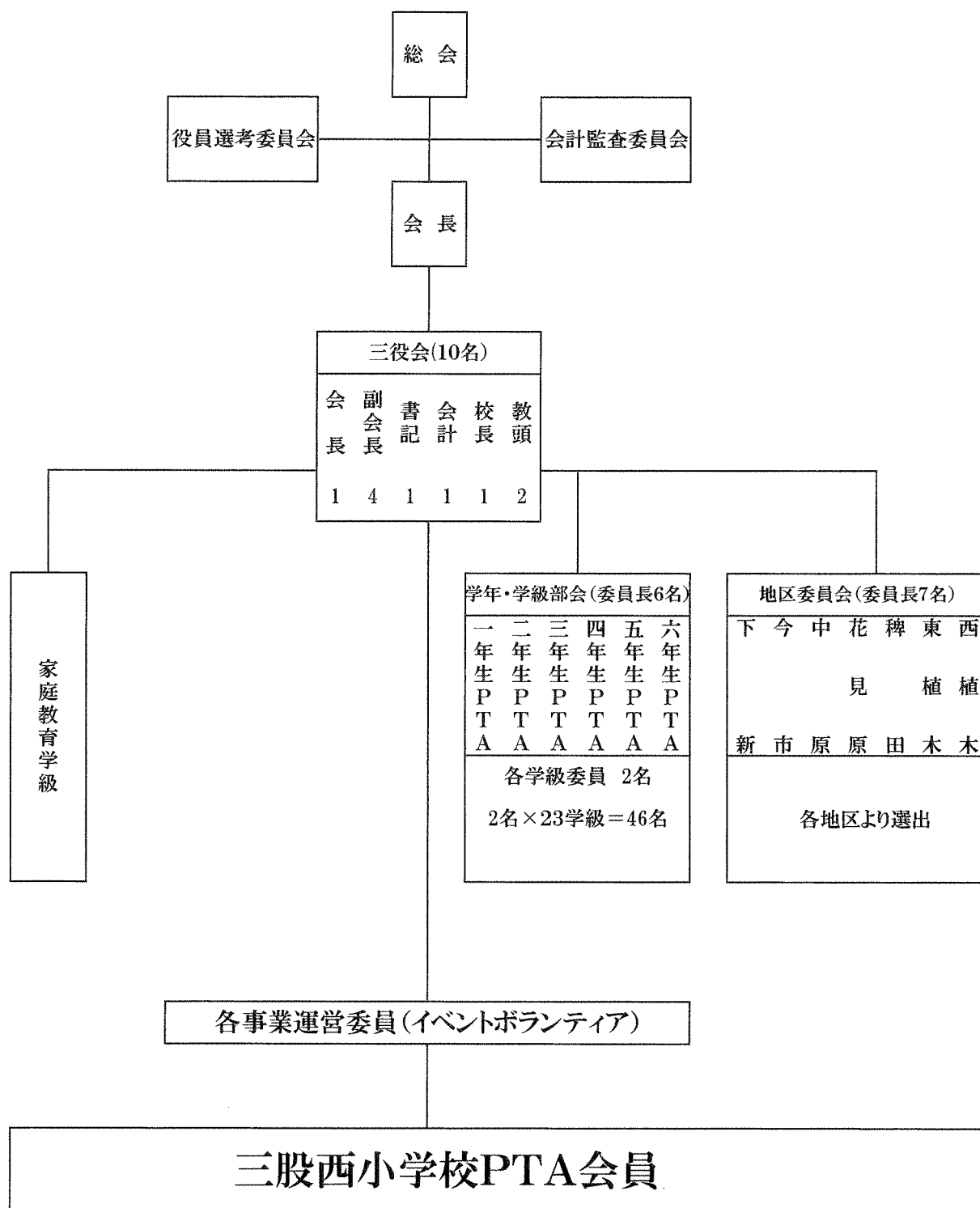
地区役員

役職	氏名	備考
下 新 会 長	岩 津 良	
今 市 会 長	今 園 拓 也	
西 植 木 会 長	松 下 隼 也	
東 植 木 会 長	月 野 恵 美	
中 原 会 長	北 川 千 恵	
稗 田 会 長	川 口 幸 恵	
花 見 原 会 長	川 面 理 佐	

学校担当職員

職名	氏名	学校
校 長	平 川 滋 也	電話番号
教 頭	鶴 田 博 幸	52-6655
教 頭	福 島 哲 弥	FAX
教 務 主 任	西 園 修 二	52-7474

三股西小学校PTA運営機構



三股西小学校PTA規約

第1章 名称 及び 事務所

第1条 本会は三股町立三股西小学校PTAと称する。

第2条 本会は事務所を三股西小学校に置く。

第2章 目的 及び 活動

第3条 本会は、保護者と教師が協力して家庭、学校、地域社会における児童の福祉の増進並びに個性の伸長を図り、望ましい家庭環境をつくり、豊かな人間の育成を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) よい保護者、よい教師になるために教養を高める活動
- (2) 健康の維持・安全を確保するための活動
- (3) 文化及び広報に関する活動
- (4) 良い環境をつくるための活動
- (5) 子ども会育成推進のための活動
- (6) その他、本会に必要と認められる活動

第5条 本会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の福祉のために活動する団体及び機関と協力する。
- (2) 本会は、特定の政党や宗教団体と無関係であり、営利的行為はしない。
- (3) 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制干渉をも受けない。
- (4) 本会は、校長、教育委員会と学校問題について話し合い、また、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提出するが、学校管理運営、教育行政に干渉しない。

第3章 会員 及び 会費等

第6条 本会の会員は、以下の者で構成する。

- (1) 本校に在籍する児童の父母、またはこれにかかわる保護者
- (2) 本校に勤務する職員
- (3) 本会の趣旨に賛同するもの

但し、3号に該当する者の会員の資格の認定は運営委員会で決定する。

第7条 本会の会員は、平等の権利と義務をもつ。

第8条 本会の会員は、会費を納める者とする。会費は総会で決定する。

第9条 給食費については、三股町学校給食会の規約に従う。

2 給食費の徴収等については、三股町学校給食会に準じる。

3 給食費の未納については、PTAが責任をもって徴収するものとする。ただし、PTAにおいて徴収が困難な場合は、三股町学校給食会に徴収を依頼する。

第4章 会計

第10条 本会の経費は、会費、事業収入、補助金及び自発的寄付金をもって支弁する。

第11条 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて収支される。

第12条 本会の決算は、会計監査を経て運営委員会に報告され、総会において承認を得なければならない。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員

第14条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 会長 1名 | (2) 副会長 2名以上 |
| (3) 書記 1名 | (4) 会計 1名以上 |
| (5) 会計監査 3名 | (6) 顧問 (会長の委嘱する者) |

第15条 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第16条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 書記は諸会議の記録及び通信、資料の保管をする他、会長の指示により会務を処理する。
- (4) 会計は予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- (5) 会計監査委員は、会計を監査し、運営委員会及び総会で報告する。
- (6) 顧問は、会務全般について助言を与える。
- (7) 会長以下の役員（副会長、書記、会計）は、各部のそれぞれを担当し、必要に応じて、相談、並びに助言にあたる。

第6章 会議

第17条 本会の会議は次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----------|-------------|-----------|
| (1) 総会 | (2) 三役会 | (3) 運営委員会 | (4) 専門部会 |
| (5) 学年部会 | (6) 地区委員会 | (7) 会計監査委員会 | (8) 特別委員会 |

第18条 総会は、全会員をもって構成した本会の最高機関で次のことを議決する。

- (1) 規約を制定し、または、改廃すること。
 - (2) 前年度事業報告、及び予算を承認すること。
 - (3) 事業計画、及び予算を決定すること。
 - (4) 役員を承認すること。
 - (5) その他、運営委員会で総会に諮ることとされたこと。
- 2 総会は定期及び臨時総会とする。定期総会は毎年春期に開催する。
 - 3 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があったときに会長が召集する。
 - 4 総会は会員数の3分の1（委任状を含む）以上の出席で成立し、その議事は出席者の過半数で決定する。
 - 5 緊急、その他やむをえない理由により総会を開くことができない時は、運営委員会で決定することができる。

この場合は次の総会に報告して承認を受けなければならない。

第19条 三役会は次の者をもって構成する。

- | | | | | | |
|--------|---------|--------|--------|---------|--------|
| (1) 会長 | (2) 副会長 | (3) 書記 | (4) 会計 | (5) 学校長 | (6) 教頭 |
|--------|---------|--------|--------|---------|--------|
- 2 三役会は、本会の活動、及び運営について協議する。
 - 3 三役会は、会長が必要に応じて召集し、内容により専門部長、学年部長等の参加を要請する。

第20条 運営委員会の委員は次の者をもって構成する。

- | | | | | | |
|-----------|---------|------------------------|--------|----------|-----------|
| (1) 会長 | (2) 副会長 | (3) 書記 | (4) 会計 | (5) 専門部長 | (6) 地区委員長 |
| (7) 学年委員長 | (8) 学校長 | (9) 教職員(教頭 教務主任 各担当部長) | | | |
- 2 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で次のことを処理する。
 - (1) 総会に提案する議案に関すること
 - (2) 各専門部の事業計画を審議し、承認すること。
 - (3) 補正予算を審議し、承認すること。
 - (4) その他必要なこと。
 - 3 運営委員会は、会長が必要に応じて召集する。
 - 4 運営委員会は、委員の半数以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

第 21 条 特別委員会の委員は次の者をもって構成する。

- (1) 副会長 (2) 地区委員長 (3) 学年副会長 (4) 教頭 (または委嘱教職員)
 - (5) 会長委嘱のもの
- 2 特別委員会は、本会の特別の目的を遂行するために設置する。
 - 3 特別委員会は、会長が必要に応じて召集する。

第 7 章 専門部会

第 22 条 本会は、第 3 条の目的を達成するために次の専門部、及び委員会を置く。

- (1) 教養部 (2) 事業部 (3) 生活指導部 (4) 保健体育部
 - (5) 学年部 (6) 父親倶楽部 (7) 地区委員会
- 2 専門部は、各学級 3 名を選出し構成する。
 - 3 1 号の部会に関する事項はおおむね次のとおりとする。
 - (1) 教養部 (学級委員・担当教職員)
 - ・ P T A 新聞の発行に関する事
 - ・ 家庭教育学級に関する事
 - ・ 各種 P T A 研修会、及び講演会に関する事
 - ・ 先進校視察に関する事
 - (2) 事業部 (学級委員・担当教職員)
 - ・ 学校環境の整備拡充に関する事
 - ・ 学校施設に関する事
 - ・ 廃品回収、バザー等、各種事業に関する事
 - (3) 生活指導部 (学級委員・担当教職員)
 - ・ 児童の生活指導に関する事
 - ・ 教育環境の浄化に関する事
 - ・ 地区集会、子ども会に関する事
 - (4) 保健体育部 (学級委員・担当教職員)
 - ・ 学校保健委員会に関する事
 - ・ 会員・児童の保健活動に関する事
 - ・ 会員。児童の体力増進・レクリエーションに関する事
 - ・ 環境衛生に関する事
 - ・ 運動会に関する事
 - ・ 給食運営上の問題に関する事
 - (5) 学年部 (学級委員・担当教職員)
 - ① 学年部は、学年別・学級別の活動を推進するために、学年委員・学級役員会を置く。
 - ② 学年委員会は、学年委員長が必要に応じて召集する。
 - ③ 学年委員会は、学年委員長、副委員長、学年主任及び学級委員をもって構成する。
 - ④ 学級委員会は、各学級 3 名と学級担任をもって構成する。
 - ⑤ 学年委員長、副委員長は、学級委員長の中から互選によって選出する。
 - ⑥ 学年部長を学年委員長の中から互選する。
 - ⑦ 学年委員会活動に関する事項はおおむね次のとおりとする。
 - ・ 学年の年間計画
 - ・ 学年の年間行事計画
 - ・ 学習及び生活に関する事
 - (6) 父親倶楽部 (学級委員)
 - ① 父親倶楽部は学校、地域の活動に積極的に関わり、子どもの健全育成に資することを目的とする。
 - ② 部員は、原則として各学級より 1 名以上とする。
 - 4 各部に部長、副部長、会計を置く。
 - 5 各部長は必要に応じて部会を召集する。

第8章 役員選出

第23条 本会の役員選出は、次の方法による。

- (1) 会長、副会長、会計監査は選考委員で選出し、総会の承認を受ける。
- (2) 書記、会計は会長が委嘱する。
- (3) 学級委員、各専門部委員は、各学級より選出する。
- (4) 各専門部は、部長1名、副部長1名、会計1名を選出する。選出方法は、次のとおりとする。
※ 部長、副部長及び会計は部員の中から互選する。(地区長は対象外とする。)
- (5) 選考委員は、役員選考委員会規定による。

第9章 委任

第24条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については規定を定めることができる。

2 この規定は会長が運営委員会の承認を得て定める。

- 付則 この規約は、平成元年1月22日より施行する。
- 付則 この規約は、平成6年4月23日に規約の一部を改定する。
- 付則 この規約は、平成10年4月17日に規約の一部を改定する。
- 付則 この規約は、平成14年4月26日に規約の一部を改定する。
- 付則 この規約は、平成19年4月22日に規約の一部を改定する。
- 付則 この規約は、平成21年4月26日に規約の一部を改定する。
- 付則 この規約は、平成30年4月27日に規約の一部を改定する。

慶弔に関する規定

第1条 この規定は、三股西小学校PTA規約第24条に基づき慶弔、疾病、見舞いに関する必要な事項を定める。

第2条 役員及び職員並びに児童に対する慶弔見舞いを次のとおり行うものとする。

- (1) 役員のうち、運営委員会に属する者に限り、慶弔、災害、疾病の場合、次のとおり金品を贈る。
 - ① 弔(死亡)は本人の場合、金10,000円及び花輪、配偶者及び親子は、金5,000円を贈る。
 - ② 疾病見舞いは、病気のために10日以上入院治療の場合、金5,000円を贈る。
 - ③ 災害見舞いは、適度に応じ運営委員会に諮り、決定する。
- (2) 職員の慶弔、災害、疾病の場合、次のとおり金品を贈る。
 - ① 弔(死亡)は、本人の場合、金10,000円と花輪、配偶者及び親子は、金5,000円と花輪を贈る。
 - ② 疾病見舞いは、役員の項に準ずる。
 - ③ 職員の結婚は、祝電を贈る。
- (3) 児童の弔(死亡)の場合、金5,000円と花輪を贈る。
- (4) 会員の弔(死亡)の場合、金5,000円と花輪を贈る。
- (5) 但し、特別の場合は、役員で協議の上決定し、後日、運営委員会に報告する。

付則 この規定は平成7年5月6日より施行し平成6年10月17日より適用する。

付則 この規約は、平成22年4月23日に規約の一部を改定する。

表彰に関する規定

- 第1条 この規定は、三股西小学校PTA規約第24条に基づき、役員退任、職員退任の際の表彰等に関する必要な事項を定める。
- 第2条 この規定の役員とは、三役に属する者を定める。
- 第3条 役員の退任とは、次年度以降に引き続き役員をしないことを言う。
- 第4条 役員を2年以上務め退任した場合は、感謝状を贈る。
- 第5条 本会のために特に功績のあった会員（一般も含む）の表彰は運営委員会に諮って決定し、感謝状を贈る。
- 第6条 職員の転任は3,000円、または退職したときは、金5,000円相当の記念品を贈る。
- 付則 この規定は、平成2年4月5日より施行し、平成7年3月31日より適用する。

三股西小学校PTA役員選考委員会規定

- 第1条 選考委員会（以下「会」と称する）は、三股西小学校PTA会長・副会長・書記（1名）・会計（1名）を選考する。
- 第2条 本会は、各専門部副部長5名（学年部を除く）、各学年長6名、教頭の計12名で構成し、選考委員長1名、副委員長1名を互選する。
- 第3条 本会の第1回の召集はPTA会長が行い、第2回目以降は選考委員長が召集する。
- 第4条 本会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、役員選考の決定は、全会一致を原則とする。
- 第5条 本会における選考結果の公表は選考委員長が会を代表して行う。
- 第6条 選考委員長は、選考作業の途中経過及びその決定された内容について、PTA三役会、PTA運営委員会に必要に応じて報告しなければならない。また、選考結果についてはPTA三役会、PTA運営委員会の承認を得た上でPTA総会で承認を得なければならない。
- 第7条 役員選考に際しては、現役員（PTA三役、学級委員、各地区長）は役員を選考委員長へ推薦する。
- 第8条 本会は、選考が終了した時点で解散する。

- 付則 この規定は、平成3年4月21日より施行する。
- 付則 この規定は、平成7年5月6日に規定の一部を改定する。
- 付則 この規定は、平成9年4月19日に規定の一部を改定する。
- 付則 この規定は、平成10年4月17日に規定の一部を改定する。
- 付則 この規定は、平成23年4月28日に規定の一部を改定する。

三股町立三股西小PTA会則の特例に関する会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、令和6年4月21日から令和7年度PTA総会までの間（以下「特例期間」という。）において、本校PTAの組織及び運営等に関する規定を変更するため、三股町立三股西小学校PTA会則（以下、「本会則」という。）の特例を定めるものとする。

（組織・運営）

第2条 特例期間においては、PTAは、総会、三役会、学年長会、監査委員会、PTA会員でこれを組織する。

第3条 特例期間においては、学校におけるPTA活動は、各専門部による活動を停止し、三役を中心としたボランティア制で運営するものとする。

2 PTA会員は、学校におけるPTA活動にボランティアとして参加する。

（地区PTA）

第4条 地区PTAとは、会員が居住する地区において、児童の安全・安心のために活動する会員の別称である。

2 地区PTAは、各地区で児童の登校班編制を行い、児童の登下校の見守り活動等を行う。

（総会の特例）

第5条 特例期間においては、総会成立に当たっては、本会則第18条の規定のほか、災害その他やむを得ない理由により総会を開催することができない場合は、書面による表決ができるものとする。この場合において、表決された書面を提出した会員を出席者とみなすことができるものとする。

附 則

この会則は、令和6年4月21日から施行する。

令和6年度PTA活動の試験的ボランティア制の実施及びPTA会則の特例に関する会則の承認について

令和6年度のPTA活動を試験的にボランティア制で実施する旨、承認を求めるもの。
また、ボランティア制の実施について承認を得た場合において、現PTA会則を改正せず、ボランティア制の実情に合わせるために特例を定めることについて承認を求めるもの。

◇概要◇

- 令和6年度PTA総会で承認された日から、翌年度のPTA総会までの期間を特例期間とする。
- 専門部の役員選出はせず、ボランティア制で運営する。
- 災害その他やむを得ない理由により総会を開催することができない場合は、書面による表決ができるものとする。

PTA活動保険のご案内

PTA活動の安心のために

PTA活動保険は、単位PTAあるいは会員校の児童・生徒およびPTA会員（保護者・教職員）等に生じるPTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償します。

傷害 (PTA団体傷害保険)

児童・生徒
児童がPTA活動中にケガをした

被保険者（保険の対象となる方）

PTA会員
保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした

PTAが事前に認めた参加者
PTA安全ハットロール中にケガをした

- PTA会員（保護者・教職員）およびその学校に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事（*1）への参加が事前にPTAより認められている方
- PTA会員のPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など（*1）PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催するPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称のいかんを問いません）にもとづく手續を経て決定されたものをいいます。

賠償 (PTA賠償責任保険)

対人
来賓にケガをさせた

対物
他人の財物を壊した

保管物
学校から借りたものを壊した

提供飲食物
PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等損害を被った

法律相談・クレーム対応費用
PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれたので、弁護士への法律相談や委任をした
弁護士相談・弁護士紹介サービス
PTAまたはPTA役員が、引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介を受けられます。

事故時の請求手続き

ステップ1

「事故の際の連絡先」あるいは「取扱代理店・扱者」宛てに事故の内容をお知らせください。

ステップ2

保険金請求書をお送りしますので、必要事項をご記入・ご捺印の上ご返送ください。

ステップ3

審査後、ご指定の口座に保険金をお支払いします。

- ※1 事故発生後30日以内にご連絡ください。（手續方法等は、別紙「PTA活動保険の補償概要」をご覧ください。）
- ※2 請求額が10万円以下で、治療期間が3ヶ月以内の場合、診断書を省略できる場合があります。
- ※3 ご請求内容により、PTA会長あるいは学校長のご署名・ご捺印が必要となります。

▶ 引受かんたん請求

取扱代理店経由もしくは引受保険会社へ直接「事故報告書兼事故証明書」をFAXもしくはメールにてご提出いただくことで、その後の保険金請求をペーパーレスで行うこともできます。

● 事故の際の連絡先

安心プラザ

TEL:0985-29-1135 FAX:0985-29-1137
（月～金 午前9:00～午後5:00）
土・日・祝日・年末年始を除く

（P団かんたん請求利用の場合）

AIG損害保険株式会社

個人傷害カスタマーセンター
FAX:0120-936-710
メールアドレス: AIGJapanMFD_FAX7@aig.co.jp
（24時間365日対応）

■ 団体契約者

宮崎県PTA連合会

〒880-0803 宮崎市旭1-3-10 婦人会館 TEL:0985-22-3081

■ 当制度に関するお問合せ先 （取扱代理店・扱者）

安心プラザ

〒880-0013 宮崎市松橋1-6-12
TEL:0985-29-1135 FAX:0985-29-1137
（月～金 午前9:00～午後5:00）土・日・祝日・年末年始を除く

■ 引受保険会社

AIG損害保険株式会社

宮崎支店
〒880-0806 宮崎市広島1-18-7
大同生命宮崎ビル7階
TEL:0985-24-3412 FAX:0985-28-0892
（月～金 午前9:00～午後5:00）土・日・祝日・年末年始を除く

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しています。

D-0071130 (2025-02)

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項（「契約概要」「注釈事項」「注釈事項情報」）が記載されていますので、必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利な情報が掲載（「保険金を支払っていない」「主な場合」等）が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

PTA活動保険はPTA活動中の児童・生徒・保護者・教職員の皆さまのさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

〈PTA団体傷害保険〉

補償の内容	補償例	保険金額
傷害(ケガ)の補償 ●PTA行事参加中の事故 ・PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。 ・PTA行事への往復途上も対象となります。 ・細菌性食中毒も補償の対象となります。 ・日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。	・保護者がPTA懇談会参加後、自転車で帰宅途中で転倒しケガをして、5日間入院。 支払保険金:15,000円 ・保護者がPTA主催のスポーツ大会でケガをして10日間通院。 支払保険金:20,000円	死亡保険金額 742.5万円 後遺障害保険金 障害の程度によって上記死亡保険金額の 4%~100% 入院保険金日額 3,000円 (180日限度) 手術保険金(1事故につき1回) 10倍・5倍 (入院中・入院中以外) 手術の際の入院の有無によって上記入院保険金(日額)の 通院保険金日額 (90日限度) 2,000円

〈PTA賠償責任保険〉

補償の内容	補償例	保険金額(お支払限度額)
損害賠償責任補償 ●PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任 〈対人・対物補償〉(往復途上対象外) ・PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 〈保管物補償〉(往復途上対象外) ・PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに対してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 〈提供飲食物危険補償〉 PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	<対人>PTAの催しで、会場設備の不備により来場者にケガをさせてしまった。 <対物>PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車に当たり損傷させた。 PTA活動中、PTAで借りていたビデオカメラを破損させた。 支払保険金:45,000円 (修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。) PTAバザーで一般客に弁当を提供し、15名が食中毒になり2~7日間入院。 PTAの催しで、近隣住民より騒音のクレームを受け、その後いやがらせ行為が続いている為、弁護士に相談した。	対人 1 名 1億円 1事故 3億円 (自己負担額 1,000円) 対物 1 事故 500万円 (自己負担額 1,000円) 保管物 1 事故 10万円 保険期間中 500万円 (自己負担額 5,000円) 対人・対物 1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額 (注)保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。
弁護士費用 PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の法律相談費用や委任費用を補償 ※引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介(無料)を受けられます。	弁護士費用 1 事故 100万円 保険期間中 1億円	

※補償内容の詳細や保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない場合は、別紙「PTA活動保険の補償概要」をご覧ください。

保 険 期 間

2024年6月1日 午後4時より
 2025年6月1日 午後4時まで

【 学校経営の基本方針・努力事項 】

(1) 学校経営の基本方針

本校の教育は、日本国憲法、教育基本法、教育関係諸法規、児童憲章並びに宮崎県教育基本方針・人権教育基本方針及び三股町教育基本方針・町民憲章・町児童生徒憲章の理念のもと、学校や地域社会の実態と伝統を踏まえ、変動する社会の中にあつて、児童が創意と生きがいをもって対応できるよう、人間尊重を基盤として児童一人一人の個性と能力を高め、知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな児童の育成をめざして推進する。

(2) 学校の教育目標

知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな児童の育成
～にしっ子五気（やる気、ゆう気、げん気、ほん気、こん気）に満ちた子ども～

(3) 本校の教育がめざす姿

【めざす児童像】

- ◎ 進んで学習する子
- ◎ 思いやりのある子
- ◎ 明るく元気な子

【めざす学校像】

- ◎ 活気に満ちた学校
- ◎ 温かみのある学校
- ◎ 環境の美しい学校

【めざす教職員像】

- ◎ 子どもと共にある教職員
- ◎ 授業を大事にする教職員
- ◎ 創意工夫をする教職員

(4) 学校経営ビジョン

学校の教育目標の達成のために、児童一人一人が輝く学校『児童が元気 先生が元気 学校が元気』をテーマとして設定し、全職員が声をかけ合い、助け合い、協力し合いながら、児童一人一人のよさや可能性を精一杯伸ばせるよう、最大限の知恵を絞り、日々の教育活動に生かす。認め・褒め・支え・鍛える中で、人として当たり前のことが当たり前にできる児童の育成と地域に信頼される学校づくりをめざす。

(5) 努力事項・実践内容

① 学力の向上を図る指導の充実

- ア 児童主体の授業「子どもたちが創る授業」への改善や定着を図るための指導の個別化を図り、学力の向上を図る。
- イ ICTを活用した学習過程の工夫改善を図る。
- ウ 共通実践事項「みまた」の指導過程や基本的な学習習慣の定着を図る。
- エ 問題解決的な学習指導など、学習効果を高める指導方法を積極的に導入する。
- オ 繰り返し学習の充実により、基礎的・基本的な内容の定着を図る。
- カ 読書活動の推進・日常化と速読を意識した音読を取り入れ、読む力の育成を図る。

② 心の教育の充実

- ア 特別支援教育の視点を生かした指導・支援（スクールワイドPBS）を推進し、元気のよいあいさつの指導を中心に肯定的で望ましい生活習慣の育成に努め、「文教みまたの伝統」の徹底を図る。
- イ 教育相談の充実を図るとともに、生徒指導の機能を生かした指導を行う。
- ウ 道徳科を要とした道徳教育を意図的・計画的に推進し、豊かな道徳性を養う。
- エ 無言清掃に重点を置いた指導をとおして、人として当たり前のことを当たり前にできる児童を育成する。
- オ 宮崎県人権教育基本資料等を活用し、人間尊重の教育に努めるとともに、学校生活における人権に係る問題発生の防止・早期対応に努める。

③ 体育・健康教育の充実

- ア 主体的、意欲的に取り組む体育学習の改善・充実に努める。
- イ 体力向上プランに基づく体育学習の充実と運動の日常化を図り、バランスのとれた体力向上に努める。
- ウ 保健指導の充実に努め、健康に関する意識を高める。う歯のない児童の育成を図る。
- エ 性教育の改善・充実に努める。
- オ 生命尊重を基盤とした安全教育の充実に努める。
- カ 危機管理体制の確立に努めるとともに安全管理の徹底を図る。
- キ つめ切りやハンカチ、ティッシュの常時携帯等、家庭と連携して健康的な生活習慣の定着を図る。
- ク 学校給食の安全・衛生管理の徹底を図る。

④ 時代の変化に対応する教育の充実

- ア 国際理解教育の推進と充実に努める。
- イ 情報教育・環境教育・福祉教育の充実発展に努める。
- ウ 情報モラル教育の充実に努める。

⑤ 特別支援教育の充実

- ア 教育課程の工夫・改善
- イ 交流教育の推進
- ウ 就学指導の充実
- エ 通常学級における特別支援教育の充実

⑥ 教職員の資質の向上

- ア 校外研修の充実（職能別専門研修等各種研修会の受講）
- イ 校内研修の充実（学校の教育課題に適応した校内研修の推進、学力向上を図る学習指導法の工夫・改善）
- ウ 学校訪問の充実（学校の管理運営の適正化）

⑦ 教育環境の整備と美化

- ア 校内の美化活動の充実
- イ 環境緑化・花いっぱい運動の推進（学校園・学級園・教材園・樹木等の整備）
- ウ リサイクル運動の推進

⑧ 家庭・地域社会・関係機関との連携

- ア 地域の教育力の活用（学習活動における地域人材・公共施設の活用）
- イ 地域における高齢者・保育所との交流活動の推進
- ウ 関係機関との連携による校外指導
- エ 学校外活動の充実（スポーツ少年団、地区児童館、地区子ども会）
- オ 各種「便り」の発行による啓発活動（学校だより、保健だより、生徒指導だより、PTA新聞）
- カ 町の行事・PTA行事・地域行事等への参加
- キ 学校参観日の工夫（授業参観・懇談）
- ク 地区子ども会、地域活動クラブとの連携
- ケ 「地区のPTA活動」の改善推進

⑨ 職場の働き方改革の推進

- ア 業務の「授業最優先」の原則の重視と事務的業務の精選
- イ 業務の再分担・フォロー体制の見直し
- ウ 会議縮減と効率化
- エ 業務のICT化の推進による効率化
- オ 施錠時刻19:00、電話対応18:30までの日常化（留守電on）
- カ 金曜のノー残業デー（17:30閉庁）の完全実施

令和6年度ハラスメント相談員について

学校及びP T A活動の中で、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどで、お困りのことやお気づきのことがありましたら、下の相談員にご相談ください。

職	氏 名	性別	備 考
校 長	平川 滋也	男	
教 頭	鶴田 博幸	男	
教 頭	福島 哲弥	男	
事務主任	小園 真瑞	女	
主幹教諭	西園 修二	男	
養護教諭	桑畑 清美	女	
P T A会長	益田 恵子	女	
P T A会計	間世田 美由紀	女	

○ 令和6年度 職員・児童数等

令和6年4月9日現在

学年	学級	担任氏名	児童数	学年	学級	担任氏名	児童数
1	1	八木直美	25	5	1	谷光	31
	2	西畑直子	22		2	高山若	31
	3	加藤留美子	22		3	安藤夏奈	32
	4	吉原健徳	23		4	塩塚元啓	31
	計		92		計		125
2	1	有蘭瞳	25	6	1	月野健史	28
	2	田中由貴	25		2	杉田愛奈	30
	3	竹山茉凜	27		3	谷口勇太	27
	4	福留里香	26		4	杉尾育樹	27
	計		103		計		112
3	1	横山知子	28	ひまわり	新地将悟	5	
	2	佐田一真	28	こすもす	田中里奈	6	
	3	高崎成実	28	どんぐり	木幡祐子	5	
	4	大野恵子	29	すみれ	笠島幸代	6	
	計		113	さくら	池田珠希	5	
4	1	矢野豊	30	あおぞら	荒井のぞ美	5	
	2	中村美穂	29	たいよう	日高幸二	7	
	3	森木智彦	32	けやき	石神智子	4	
	4			計		43	
	計		91	合計		679	

理科専科(3・4年)	高月哲朗	校長	平川滋也
理科専科(6年1学級)	西園修二	教頭	鶴田博幸
理科専科(5年・6年3学級)	原口賢一	教頭	福島哲弥
音楽専科(4・5・6年)	小野田武晃	主幹教諭	西園修二
TT・少人数指導(4年)		主任主事	小園真瑞
TT・少人数指導(5年)	田之上貴裕	主事	永野由佳
書写(3年)	児玉尚洋	町雇用事務	齊藤千秋
通級指導教室(なのはな)	徳丸亜紀子	PTA雇用事務(校納金)	水元里紗
初期研修指導教員	濱川幸雄	PTA雇用事務(購買部)	米村恵
養護教諭	桑畑清美	特別支援教育支援員	木下里奈
養護助教諭	衣笠羅那	特別支援教育支援員	福満聡美
		特別支援教育支援員	野瀬洋司
		特別支援教育支援員	早田美智子
		(外)ALT(英語)	ライトデレック

○ 職員の異動

【転出】	【転入】
教頭 中井上 健 都城市立五十市小学校へ	教頭 鶴田 博幸 串間市立北方小学校より
教員 横田 通久 三股町教育委員会へ	教頭 福島 哲弥 県立美術館より
教員 藤本 智子 宮崎市立木花小学校へ	教員 石神 智子 宮崎市立宮崎東小学校より
教員 前田 美智子 都城市立高崎小学校へ	教員 谷 光 宮崎市立大塚小学校より
教員 柚之原 松一郎 都城市立沖水小学校へ	教員 大野 恵子 宮崎市立田野小学校より
教員 高野 睦美 都城市立笛水小学校へ	教員 竹山 茉凜 新規採用
教員 那須 真琴 門川町立草川小学校へ	教員 中村 美穂 新規採用
教員 竹松 雄一朗 椎葉村立松尾小学校へ	教員 濱川 幸雄 三股町立勝岡小学校より
教員 舟津 隆女 都城市立高城小学校へ	教員 高月 哲朗 都城市立明和小学校より
教員 黒木 亮 延岡市立延岡小学校へ	事務 永野 由佳 都城市立妻ヶ丘中学校より
事務 中西 礼子 都城市立五十市小学校へ	
【退職】	
教員 稲用 浩一郎	

令和6年度 遠足・校外学習・宿泊学習・修学旅行計画(目的地の状況で変更になる場合あり)

時期	1学期(春の遠足)	2学期(校外学習)	3学期(お別れ遠足)
学年/月日	6月7日(金)	1・2年:11月1日(金)/3年:12月4日(水)/4年:9月27日(金)	3月7日(金)
1	早水公園 (都城市・徒歩)	高千穂牧場 (都城市・貸切バス3台)	植木公園 (三股町・徒歩)
2	のじりこびあ (小林市・貸切バス3台)	町学校給食センター・町立図書館 (三股町・徒歩)	
3	早馬神社 (三股町・徒歩)	県総合博物館・平和台公園 (宮崎市・貸切バス3台)	
4	一万城浄水場 (都城市・徒歩)	宮崎科学技術館・中央公園 (宮崎市・民間バス2台・町バス1台)	
5	6月6日(木)・7日(金) 集団宿泊学習(御池青少年自然の家:町バス)		
6	5月9日(木)・10日(金) 修学旅行(鹿児島・貸切バス)		

令和6年度 参観日計画

月	日	曜	学年	校時	内容・形態	備考(懇談内容等)
4	21	日	全学年	1校時 児童下校後	全学年:授業参観 全学年:学級懇談 PTA総会	○ 学級役員選出 ○ 学級経営方針説明等 ○ PTA総会
6	27	木	全学年	1・2校時 3・4校時 5・6校時	低:授業参観 低:学級懇談 中:授業参観 中:学級懇談 高:授業参観 高:学級懇談	○ 1学期の反省 ○ 夏季休業中の生活等 ※ いのちの教育週間に合わせて道徳、学活など、心の教育を1時間実施する。
9	13	金	全学年	1・2校時 3・4校時 5・6校時	低:授業参観 低:学級懇談 中:授業参観 中:学級懇談 高:授業参観 高:学級懇談	○ 学校の様子 ○ 通知表について ○ 家庭学習等
10	20	日	全学年		運動会	
11	20	水	全学年	1~4校時	オープンスクール(午前中自由参観)	※ 学級懇談なし
2	21	金	全学年	1・2校時 3・4校時 5・6校時	低:授業参観 低:学級懇談 中:授業参観 中:学級懇談 高:授業参観 高:学級懇談	○ 3学期の反省 ○ 1年間の反省

※ 専科、少人数指導等も学年と相談の上、適宜授業参観を実施する。

※ コロナウイルス感染症の状況により、実施方法の変更をすることがある。

校 時 程		三股町立三股西小学校				
		月	火	水	木	金
8:00	健康観察・朝の会(8:00~8:10)					
8:20	チャレンジタイム(8:10~8:20)					
	集会・教育相談 他 8:20~8:35	清掃 8:20~8:35	教育相談・花活動 他 8:20~8:35	清掃 8:20~8:35	記名指導・読書 他 8:20~8:35	
8:40	移動・準備					
	1校時 8:40~9:25					
9:25	準備時間					
9:35	2校時 9:35~10:20					
10:20	準備時間					
10:30	3校時 10:30~11:15					
11:15	準備時間					
11:25	4校時 11:25~12:10					
12:10	給食 12:10~13:00					
13:00	休憩① 13:00~13:30					
13:30	移動・準備					
13:35	5校時 13:35~14:20					
14:20	帰りの会・下校指導					
14:30	6校時 委員会活動 代表委員会 14:30~15:15	6校時 14:30~15:15	6校時 14:30~15:15	6校時 クラブ活動 14:30~15:15	6校時 14:30~15:15	
15:15	下校指導					
15:25	休憩② 15:25~15:40					
15:40	移動・準備					
15:45	教材研究 (諸会議) 15:45~16:30	学年会 校務分掌部会 ほっとハート委員会 特支教育委員会 15:45~16:30	職員会議 職員研修 15:45~16:30	教材研究 (諸会議) 15:45~16:10 終礼 16:10~16:30	教材研究 (諸会議) 15:45~16:30	
退庁 16:30						

令和6年度 学校暦①

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1	月 春季休業日	1	水 避難訓練(不審者対応) 個人面談	1	土	1	月 宮岡県内のちの教育週間 (1日～7日)	1	木 登校日 即秋研夏委研修会	1	日 奉仕作業
2	火 春季休業日	2	木 個人面談	2	日	2	火	2	金	2	月 身体計測2年
3	水 春季休業日	3	金 憲法記念日	3	月	3	水	3	土	3	火 身体計測3年
4	木 春季休業日	4	土 みどりの日	4	火 プール清掃6年(2クラス)	4	木	4	日	4	水 身体計測4年 租税教室6年
5	金 春季休業日	5	日 こどもの日	5	水	5	金 プール清掃④5年	5	月	5	木 身体計測5年
6	土	6	月 振替休日	6	木 集団宿泊学習5年 プール清掃6年(2クラス)	6	土	6	火	6	金 身体計測6年
7	日	7	火 内科検診3年/交通安全教室 5・6年/市面談科外主任会	7	金 集団宿泊学習5年 普の週足(1～4年) 井当の日	7	日	7	水	7	土
8	月 新任式・振替式	8	水 内科検診3年/交通安全教室 5・6年/市面談科外主任会	8	土	8	月 夏休み図書貸出	8	木	8	日
9	火 入学式準備 身体計測3年	9	木 修学旅行6年/交通安全教室 3・4年/市面談科主任会	9	日	9	火	9	金	9	月
10	水 入学式	10	金 修学旅行6年 交通安全教室1・2年	10	月 プール開き	10	水	10	土	10	火 学校閉庁日
11	木 身体計測4年 地区集芸	11	土	11	火	11	木	11	日	11	水 山の日
12	金 身体計測6年	12	日	12	水	12	金 プール清掃⑤4年	12	月	12	木 振替休日
13	土	13	月 心電図検査1年	13	木	13	土	13	火	13	金
14	日	14	火	14	金 プール清掃①5年	14	日	14	水	14	土 学校閉庁日
15	月 身体計測5年	15	水 全校集会(1年生を迎える 会)	15	土	15	月 海の日	15	木	15	学校閉庁日
16	火 身体計測2年	16	木 内科検診(1の1・2)	16	日	16	火 マスク給食(～19日)	16	金	16	学校閉庁日
17	水 耳鼻科検診1・4年	17	金	17	月	17	水	17	土	17	日 敬老の日
18	木 全国学力・学習状況調査 身体計測1年	18	土	18	火	18	木	18	日	18	水
19	金 NINO検査(2～6年)	19	日	19	水	19	金	19	月	19	木 児童役員打合せ
20	土	20	月 体カテスト1・6年	20	木	20	土	20	火	20	金 運動会全体練習① (1・3・6年)
21	日 参観日・PTA総会	21	火 体カテスト2・5年 内科検診(1の3・4)	21	金	21	日	21	水	21	土
22	月 振替休業日	22	水 体カテスト3・4年	22	土	22	月 終業式	22	木	22	日 秋分の日
23	火 個人面談	23	木 眼科検診(1年・抽出現)	23	日	23	火 夏季休業日(～8/25)	23	金	23	月 振替休日
24	水 個人面談	24	金 学校ボランティアとの対面式 内科検診5年	24	月	24	水	24	土	24	火 成績整理週間
25	木 個人面談	25	土	25	火	25	木	25	日	25	水 成績整理週間
26	金 個人面談	26	日	26	水	26	金	26	月	26	木 成績整理週間
27	土	27	月 南九州大実習(前半)開始 内科検診2年	27	木	27	土	27	火	27	金 成績整理週間 校外学習(4年)
28	日	28	火 内科検診4年	28	金	28	日	28	水	28	土 4時間授業 避難訓練(地震対応)
29	月 昭和の日	29	水	29	土	29	月	29	木	29	日 4時間授業 4時間授業
30	火 個人面談	30	木	30	日	30	火	30	金	30	月 奉仕作業予備日 運動会全体練習① (2・4・5年)
		31	金 内科検診6年 南九州大実習前半終了			31	水	31	土		
授業日数	1年14日 2年～6年16日	授業日数	1～5年21日 6年19日	授業日数	1～4年18日 5年18日	授業日数	15日 14日 1年70日 2年～6年72日	授業日数	5日 4日	授業日数	19日 1・2・5・6年19日 3・4年18日
給食日数	1年12日 2年～6年14日	給食日数	1年12日 2年～6年14日	給食日数	1学期 1年～6年72日	給食日数	1年70日 2年～6年72日	給食日数	5日 4日	給食日数	1・2・5・6年19日 3・4年18日

令和6年度 学校暦②

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	火	1	金	1	日	1	水	1	土	1	土
2	水	2	土	2	月	2	木	2	日	2	日
3	木	3	日	3	火	3	金	3	月	3	月
4	金	4	月	4	水	4	土	4	火	4	火
5	土	5	火	5	木	5	日	5	水	5	水
6	日	6	水	6	金	6	月	6	木	6	木
7	月	7	木	7	土	7	火	7	金	7	金
8	火	8	金	8	日	8	水	8	土	8	土
9	水	9	土	9	月	9	木	9	日	9	日
10	木	10	日	10	火	10	金	10	月	10	月
11	金	11	月	11	水	11	土	11	火	11	火
12	土	12	火	12	木	12	日	12	水	12	水
13	日	13	水	13	金	13	月	13	木	13	木
14	月	14	木	14	土	14	火	14	金	14	金
15	火	15	金	15	日	15	水	15	土	15	土
16	水	16	土	16	月	16	木	16	日	16	日
17	木	17	日	17	火	17	金	17	月	17	月
18	金	18	月	18	水	18	土	18	火	18	火
19	土	19	火	19	木	19	日	19	水	19	水
20	日	20	水	20	金	20	月	20	木	20	木
21	月	21	木	21	土	21	火	21	金	21	金
22	火	22	金	22	日	22	水	22	土	22	土
23	水	23	土	23	月	23	木	23	日	23	日
24	木	24	日	24	火	24	金	24	月	24	月
25	金	25	月	25	水	25	土	25	火	25	火
26	土	26	火	26	木	26	日	26	水	26	水
27	日	27	水	27	金	27	月	27	木	27	木
28	月	28	木	28	土	28	火	28	金	28	金
29	火	29	金	29	日	29	水	29	土	29	土
30	水	30	土	30	月	30	木	30	日	30	日
31	木	31	日	31	火	31	金	31	月	31	月
卒業日数 給食日数	22日 19日	卒業日数 給食日数	20日 19日	卒業日数 給食日数	17日 16日	卒業日数 給食日数	18日 17日	卒業日数 給食日数	18日 18日	卒業日数 給食日数	17日 16日 14日
年間休業日数	4年	年間休業日数	5年(予定)	年間休業日数	83日	年間休業日数	1年	年間休業日数	2年～5年	年間休業日数	6年
							1年				207日